

公共圏とその担い手

穂山守夫

目次

序 戦後日本の発展と実態的公共圏

一 ハーバーマスの理論の検討

二 市民的公共圏とその担い手

結び

序 戦後日本の発展と実態的公共圏

高度成長期以降に確立する企業社会は、一面において、労働者の意思が反映しない形式的契約が過剰である共同体的企業社会であり、労働者は従属状態に置かれた。他面、特に大企業は会社主義の経営の観点から年功序列賃金体系を伴う終身雇用制を採用し、企業内福祉により、西欧の社会保障と比べると遅れていた国家による福祉が一定程度カバーされていた。つまり福祉国家において「国家的公共圏」（立法圏・行政圏）が担う任務を営利企業が形成する「市場経済圏」が一部代替していたのである⁽¹⁾。また官僚に支えられた自民党政権は、大企業の利益を最優先としながらも農民や自営業者の利益をも図る利益誘導政治を行ってきた。典型的な土建国家を目指す田中角栄の（故首相）の列島改造論の時代は、インフラ整備の公共事業は、それを通じて農村に所得を配分するという点に意義があったが、その後、財政主導による公共事業が自己目的化して財政赤字が膨らんだ。1970年代になると大企業の利益等を推進する自民党政権が「支配的公共圏」を形成していたが、それに「対抗する公共圏」を形成する総評・社会党ブロックの活動は停滞・衰退していく。1997年には山一証券が自主廃業し、日本は金融危機に襲われた。1998年に登場した小渕恵三首相は、2年在任中に16.6兆円の国費を景気対策に使った。2001年4月に成立した小泉内閣（2001年4月～06年9月）は、2001・2002年度こそ景気対策を打ったものの、財政赤字ため公共事業による利益誘導型政治を推進することが困難になり、2003年度から景気対策を封印した。一方で、小泉内閣は公共事業を大幅カットし、規制緩和と民営化を柱とする経済構造改革や政治・行政改革を推進した。小泉構造改革においては、経済諮問会議を利用してトップダウン方式の政治主導の政治が一応なされるが、企業の福祉が低下しているのに国のセイフティネットを整備しないで構造改革を進めたため、深刻な格差問題が生じた。2008年秋にはリーマン・ショックが起これ、世界的な金融危機が生じ、そのあおりで2008年度の成長率は前年度比3.7%減とマイナス成長に陥った。そこで構造改革路線は、

(1) 宮本太郎「福祉政治」（有斐閣、2008年）参照。

大きく転換され、麻生内閣は計24.6兆円の大型景気対策を進めた⁽²⁾。しかし深刻化した格差問題やデフレは克服されなかった。

このように自民党政権においては、「官僚」と「政治家」と「企業特に大企業」が相互の利益を図るために結合して「官僚政治」や「利益誘導政治」が継続してきた。そこで2009年夏に国民は、「財界」や「官僚」に依存する自民党政権（正確には自公の連立政権）にこりこりし、国民の生活を重視する「マニフェスト」を政治主導で実現するとする民主党政権（正確には民主党と国民新党の連立政権）を誕生させた。

しかし民主党は時間をかけて財政状況等を十分に考慮してマニフェストを作るべきであったのに、それをしないで拙速に選挙目当てにB5判23頁の冊子にまとめたマニフェストを作った⁽³⁾。この「コンクリートから人へ」をスローガンとするマニフェスト実現のために、一般・特別会計を組み替えて衆院任期の4年目には年間16.8兆円の財源を確保し、増税しなくても、マニフェストは、2013年度までに達成できるとした。しかしこの組み替えのためには、既存の政策を削減する必要があるが、2010年度の公共事業費は前年度の8.8兆円から2.4兆円に削ったが、その他の削減は難航した。そのため新設した行政刷新会議（民主党議員や専門家で構成）の事業仕分けを公開で行い、無駄削減に取り組んだものの、目標の3兆円にほど遠い約6800億円をひねり出すにとどまった。加えて税収が当初見込みより9兆円減って37兆円になり、国債の大量発行が予想され、国債の長期金利が上昇したため、国債発行を抑制する必要が生じ、国債発行限度額を44兆円以内とすることが閣議決定された。このような厳しい財政状況なのにマニフェストで2010年度中の実施を約束した政策には7.1兆円が必要なので、マニフェストの主要政策を実現することは不可能となった。2012年10月に民主党がまとめたマニフェスト検証によると、約160項目の政策のうち「実現」と判定したのは「高校授業料無償化」や「農業の戸別所得補償制度」など約50項目にすぎず、「子ども手当」「ガソリン税・軽油取引税の暫定税率廃止」など全体の6割は未達成とされた。これらのうち①子ども手当②高校授業料無償化③農業者の戸別所得補償は、家計や農家を支援する政策である。④高速道路の無料化⑤暫定税率廃止は生活コストを下げる政策である。⑥国交省が進める八ヶ場ダム等の建設の中止は、「コンクリートから人へ」の政策を政治主導で実現しようとしたものであった。これらの実施状況をみると、子ども手当は、中学生まですべての子どもに月額2万6千円を支給するとしていたが、実際は、所得制限付きの児童手当として3歳から中学生まで月額1万円支給（第3子以降は3歳から小学生まで1万5千円）するにすぎない結果となった。そればかりか子ども手当と引換えに税の「年少扶養控除」が廃止されたため、手取りが減ってしまった子育て世帯が出てしまった。厚生労働省によると、年収500万円世帯で小学生以下の子どもが1人いる場合、年4500円の手取り減になった⁽⁴⁾。高校授業料無償化は、公立学校の授業料を無償

(2) 小沢「現代日本の法」（法律文化社、2000年）42-43頁、渡辺治「企業社会・日本はどこへ行くのか」（教育資料出版社、1999年）、同「小泉政治は何を目指しているか」賃金と社会保障1313=1314合併号、（2002年1月）、菅直人「統治改革、初動でつまづいた」限界日本インタビュー（朝日新聞2012年11月26日朝刊）、朝日新聞2012年11月29日朝刊。

(3) 民主党が模範としたマニフェストの本場である英国では、労働党のマニフェストは、労働党が選挙区支部支持団体・学生・NGOなどの意見を2年かけて繰り返し聞いた上で作成される（朝日新聞2012年11月23日朝刊）。

(4) 朝日新聞2012年11月28日朝刊。

化し、また私立高校生にも年額12万円助成するというものである。これは実現し経済的理由の高校中退者が半減するという効果があった。農業者の戸別所得保障は、米作農家を対象に所得を補償するものであるが、その対象が拡大され、小麦・大豆農家をも補償するものとなった。この制度では、2010年度、116万件の農家に約5千億円が支払われた。高速道路の無料化は、高速道路無料化する政策で2010年度に約2割を「社会実験」として無料化したが、その実施財源を震災復興に充てるため凍結された。暫定税率廃止は、ガソリン税など暫定税率を廃止して2.5兆円の減税をする政策であるが、減税する財政的余裕なく実施することはできなかった。このように、そのマニフェストの実現は財源確保の見通しが甘く困難であった。また、凍結・再検証するとした83ダムのうち、検証の終わった42ダムで中止したのは15ダムしかない。しかも公約だった八ッ場ダム（群馬県）の建設中止は、2012年に撤回されただけでなく、凍結していた新名神高速道路の建設などが相次ぎ進められ、さらに東京外郭環状道路、北海道に北陸、九州・長崎を加えた整備新幹線の3線同時着工（事業費3兆円）の認可等の大型の公共事業も次々に復活した⁽⁵⁾。

このように統治能力に欠け予算編成に失敗した民主党政権は、その能力不足を埋め合わせるため、政治主導どころか官僚に依存するようになった。2010年7月の参院選で菅民主党政権が負け、野党が参議院の過半数を握る「ねじれ国会」が成立すると、その政権基盤が弱まり官僚頼みを加速させた。菅民主党政権に続いて2011年9月に出来た野田民主党政権は、国と地方の債務残高が国内総生産（GDP）の約2倍で、日本の財政は主要国で最悪の状態なのに年金財源や医療費等の社会保障費は増加し続けるので、「社会保障と税の一体改革」が必要だとして、2012年にマニフェストに掲げていない消費税増税を行うことにした。財務省はその実現のため情報収集や根回しを行なった。こうして民主党の看板であったマニフェストと政治主導は、破綻し、財務官僚にサポートされた野田民主党政権は、社会保障改革と一体であった消費税増税法案を社会保障改革と切り離して自民党と協力して衆議院、参議院で通過させた。そして財務省の宿願でもある消費税の増税は、2013年秋をめどに景気を点検して悪い場合は増税を延期することになっているので、予定通り増税を行うためには景気対策を打つ必要があるが、そのためにはスケジュール上、同年11月に解散する必要があったので、11月に突然、引き伸ばしていた解散を行い、12月に総選挙が行われることになった⁽⁶⁾。これはマニフェストを無視する財務省主導の官僚政治である。

このような政治状況であるから、国民は、国家的公共圏における政策決定を事実上決定する政党や政府は、民意に沿って行動していない。他方、NPO等の自律的団体の活動がみられる。そこで国家的公共圏を民主的に統制する市民的公共圏（市民社会）における自律的な団体の活動に期待がかけられる。この点からJ・ハーバーマス等の公共圏（*Offentlichkeit, public sphere or public space*）論ないし公共性論が注目される。そこで公共圏研究の嚆矢であるハーバーマスの理論をそれに対する批判を踏まえながら以下において検討する。

(5) 朝日新聞2012年12月2日朝刊。

(6) 朝日新聞2012年11月23・24・27・29日朝刊。

一 ハーバーマスの理論の検討⁽⁷⁾

- (7) Jürgen Habermas, Erkenntnis and Interesse, Frankfurt: Suhrkamp, ハーバーマス (奥山次良・八木橋貢・渡辺祐邦訳)「認識と関心」(未来社, 1981年), Jürgen Habermas, Theorie des Kommunikativen Handelns, Frankfurt: Suhrkamp, 2 vols. ハーバーマス (岩倉正博・藤沢賢一郎・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎訳)「コミュニケーション的行為」(未来社, 1985-1987年), Jürgen Habermas, Die neue Unübersichtlichkeit: Kleine politische Schriften V, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1985. ハーバーマス (河上倫逸監訳)「新たな不透明性」(松籟社, 1995年), Jürgen Habermas, Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Mit einem Vorwort zur Neuauflage 1990, Frankfurt am Main 1990. ハーバーマス (細谷貞雄・山田政行訳)「公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究 [第2 叛]」(未来社, 1994年), Jürgen Habermas, Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1992, ハーバーマス (河上倫逸・耳野健二訳)「事実性と妥当性: 法と民主的法治国家の討議理論に関する研究 [上・下]」(未来社, 2002年), Jürgen Habermas, Ach, Europa: Kleine Politische Schriften XI, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 2008. ハーバーマス (三島憲一ほか訳)「ああ, ヨーロッパ」(岩波書店, 2010年), Jürgen Habermas und Niklas Luhmann, Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie: Was leistet die Systemforschung? Frankfurt am Main, 1971, ハーバーマス・ルーマン共著 (佐藤嘉一ほか訳)「批判理論と社会システムの理論—ハーバーマス=ルーマン論争」(木鐸社, 1987年), Craig Caloun, ed., Habermas and Public Sphere, MIT Press. キャロウン (山本啓・新田滋訳)「ハーバマスと公共圏」(未来社, 1999年), Lucian Holscher, 1984, Öffentlichkeit, in: Joachim Ritter/Karlfried Grunder/Gottfried Gabriel(Hr)g., Historische Wörterbuch der Philosophie, Band 6, Basel: Schwabe Verlag, S.1134-1141, ルキアン・ヘルシャー (徳安彰編訳)「公共性」, Bernhard Peters, 1994: Der Sinn von Öffentlichkeit, in: Friedhelm Neidhardt (Hg.), Öffentlichkeit, öffentliche Meinung, soziale Bewegungen, Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Sonderheft 34, Opladen: Westdeutscher Verlag, S.191-213. ベルハルト・ペーター (徳安彰編訳)「公共性の意味」(法政大学社会学部科研費プロジェクト「公共圏と規範理論」, 2008年), マーティン・ジェイ編 (竹内真澄監訳/赤井正二・池田成一・豊泉周治・永井務訳)「ハーバマスとアメリカフランクフルト学派」(青木書店, 1997年), ジェームズ・ゴードン・フィンリッスン著 (村岡晋一訳)「ハーバマス」(岩波書店, 2007年), 森英樹「憲法学と公共性論」室井力・副家俊郎・原野翹・浜川清編『現代国家の公共性分析』(日本評論社, 1990年) 310頁以下, 同「憲法における公共性」法律時報63巻11号 (1991年) 12頁以下, 同「憲法と公共・公共性・公共圏—序論的考察」森英樹編『市民的公共圏形成の可能性 比較憲法的研究をふまえて』(日本評論社, 2003年) 3頁以下, 小沢隆一「民主主義と公共圏」同著38頁以下, 同「フランスにおける『社会的なるもの』と公共圏」同著289頁以下, 中里見博「公共圏・親密圏・ジェンダー」同著82頁以下, 木下智史「合衆国における『市民的公共圏』論と民主主義」同著120頁以下, 塚田哲之「合衆国における『市民的公共圏』と憲法裁判」同著183頁以下, 「イギリスにおける『市民的公共圏』の現代の変容—『契約文化』とボランティア・センター」同著202頁以下, 小栗実「イギリスにおける公共空間としてのメディア—苦情処理制度の日英比較を素材として」同著220頁以下, 小松浩「イギリスにおける公職選挙と『公共圏』—大衆的選挙運動の衰退とインターネット選挙運動の可能性」同著253頁以下, 伊藤雅康「フランスにおける労働組合と公共圏」同著350頁以下, 上脇博之「ドイツにおける政党政治と公共圏」同著389頁以下, 同「政党助成と政治的公共圏」同著503頁以下, 小林武「スイス政治過程における『団体の位置』—『公共圏』論考察の一素材として」同著444頁以下, 右崎正博「現代メディアと市民的公共圏」同著468頁以下, 立山紘毅「仮想公共圏を統治するのは誰か?—著作権をめぐる問題業況からみたスケッチ」同著485頁以下, 中富公一「沖縄問題にみる公共性の衝突と市民的公共圏形成の営為」同著551頁以下, 本秀紀「現代資本主義国家と『市民的公共圏』—ハーバーマス理論の再検討」同著103頁以下, 同「政治的公共圏の憲法理論」(日本評論社, 2012年), 毛利透「国家意思形成の諸像と憲法理論」樋口陽一編『講座憲法学 I 憲法と憲法学』(日本評論社, 1995年) 62頁以下, 同「民主政の規範理論—憲法パトリオティズムは可能か」(勁草装書房, 2002年), 同「自由な世論形成と民主主義—公共圏における理性」憲法問題15号 (2004年) 17頁以下 (同「表現の自由—その公共性ともろさについて」[岩波書店, 2008年] 所収第1章) 石川健治「公共性」AERA MooK『憲法がわかる』(朝日新聞社, 2000年), 愛敬浩二「立憲主義における市民と公共圏」憲法問題14号 (2003年) 92頁以下, 鳥居喜代和「統合と分権のなかの公共性—個人・集団・

ハーバーマスは、近代国家において文芸的公共圏から発展した「政治的公共圏」である「市民的公共圏」は、相互理解を志向する公衆（Publikum）のコミュニケーション的な行為の結果として生まれたテーマごとに束ねられた公論（öffentliche Meinung）を通じて国家権力を統制する機能を持っていたが、資本主義の高度化に対応する国家の社会国家化により大衆の公共圏に構造転換したとする。すなわち文学通の公衆から「論理的に考える公衆」が出現して、その公衆が平等なメンバーとして「自発的」に公共的問題を「真理と共通の利益」を目指して「理性的」に討論する空間（ネットワーク）である「市民的・政治的公共圏」が「私的領域」（Privatbereich）に生じる。この市民的公共圏という概念は、「公開性と共同性」を内容とする規範概念である。それは、一面では歴史過程になかから抽出された理念またはイデオロギーである。他面、それは教養と財産を持つすべての者の公共圏

多元的社会的のための一つの試み— 憲法理論研究会編『国際化のなかの分権と統合』（敬文堂、1998年）19-21頁・25頁、阪口正二郎・北田暁大「対論 自由が／自由を可能にする秩序」、林知更「政治過程における自由と公共」、中島徹「福祉国家の公序—日本国憲法は『最低限度の生活』しか保障しないのか」、江口厚仁「暴力・リスク・公共圏—国家の暴力／社会の暴力と折り合うための技法—」、阪口正二郎編『自由への問い3 公共性—自由が／自由を可能にする秩序—』（岩波書店、2010年）、鈴木宗徳「公共性と熟議民主主義を分離・再接続する—『ミニ・パブリック』の可能性」、加藤徹郎「メディア・公共圏・オーディエンス～マス・コミュニケーション効果論からみた“大衆の公共圏”の検討～」、西田善行「インターネットにおけるメディア公共圏の形成要件の検討」石坂悦男編集『メディア公共圏と規範論文集（IX）』メディア班、2011年3月）、田村哲樹「熟議民主主義における『理性と情念』の位置」、『思想』5（1033年）152-171頁、干川剛史「公共圏の社会学 デジタル・ネットワークによる公共圏構築に向けて」（法律文化社、2001年）同「公共圏とデジタル・ネットワーク」（法律文化社、2003年）、同「情報化とデジタル・ネットワークの展開」（晃洋書房、2009年）、阿部潔「公共圏とコミュニケーション」（ミネルヴァ書房、1988年）、吉田純「インターネットの社会学—情報ネットワーク社会と公共圏」（世界思想社、2000年）、同「サイバースペースと公共性」伊藤守・林利隆・正村俊之『情報秩序の構築』（早稲田大学出版部、2004年）、齋藤純一「公共性」（岩波書店、2000年）、齋藤純一編著「公共性をめぐる政治思想」（おうふう、2010年）、齋藤純一編「公共性の政治理論」（ナカシア出版、2010年）、花田達郎「メディアと公共圏のポリティクス」（東京大学出版会、1999年）、原野翹「行政の公共性と行政法」（法律文化社、1997年）、晴山一穂「行政法の変容と行政の公共性」（法律文化社、2004年）、井上達夫編「公共性の法哲学」（ナカシア出版、2006年）、齋藤純一「現代日本における公共性の言談をめぐって」、阿部潔「高度情報化社会としての日本における公と私」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学3 日本における公と私』（東京大学出版会、2002年）、長谷川公一「NPOと新しい公共性」、佐藤慶幸「ボランティア・センターと社会システムの変革」、鳥越皓之「ボランティアな行為と社会秩序」、安立清史「NPOが開く公共性」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学7 中間集団が開く公共性』（東京大学出版会、2002年）、クラウスオッフエ（鈴木宗徳訳）「リベラルデモクラシーの危機と刷新—熟説は制度化できるか」国際シンポジウム報告書『公共圏の創成と規範理論の探究』（2011年3月20日）、三島憲一「公共性の三度の構造転換」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学4 欧米における公と私』（東京大学出版会、2002年）、千葉真「市民社会・市民・公共性」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学5 国家と人間と公共性』（東京大学出版会、2002年）、小林正称「新公共主義の基本的展望」、後藤玲子「〈合理的な愚か者〉を越えて」、八木紀一郎「社会経済体制の進化と公共性」、長谷川晃「多元的自我とリベラルな法共同体」、曾根泰教「情報社会と公共性」、藪野祐三「ローカル・イニシアティブと公共性」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学10 21世紀の公共哲学の地平』（東京大学出版会、2002年）、篠原一「近代の変容と市民的公共性」、松下圭一「公共概念の転換と都市型社会」、大森彌「身近な公共空間」、今田高俊「社会学の観点から見た公私問題」、佐々木毅「政治学の観点から見た公私問題」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学2 公私の社会科学』（東京大学出版会、2001年）、篠原一「近代の変容と市民的公共性」、松下圭一「公共概念の転換と都市型社会」、新藤宗幸「『公＝行政官僚制』批判」、大森弓爾「身近な公共空間」、山口二郎「戦後民主主義の政策形成における公共性」西尾勝・小林正称・金泰昌編『公共哲学11 自治から考える公共性』（東京大学出版会、2004年）参照。

への参加が認められていたから、幻想以上のものであり、18世紀には、社会・政治的現実として部分的に実現され始めていた。市民的公共圏は国家・経済的システムから相対的に独立していて、そこにおいて政府の政策をコントロールする合理的な公論が理性的な討議により形成された。この公共圏は国家と経済的的市民社会（bürgerliche Gesellschaft）とは異なる「非公式の社会・政治的領域」（私的領域）である。ところが資本主義的なマスメディア等と社会国家の登場により、自発的な公衆は公共的コミュニケーションへの接近機会が狭くなり次第に衰退し分裂し、「非公共的」な「少数」の「専門家」と「世論（類似的な全体の気分）操作」の対象になる「無批判的」な「多数」の「私生活中心」の「福祉国家に経済的に依存する」クライアントになった。このため批判的な公論を形成する市民的公共圏は、脱政治化（再封建化）され、その担い手を失い衰退していく。他方、政党が自発的結社性を喪失して国家官僚制との複合体となり、民意を伝達する機能が低下し、それに代わり圧力団体（経営者団体・労働団体）が、国家と社会の媒介機能を担い、その特殊利益を政府との合意により国政に反映するようになった。このため「立法」と「理性的な公共的論議」との連関が喪失し、公的な民主的国家意思形成過程が機能不全に陥った⁽⁸⁾。

そこで公共的討論のネットワークである市民的公共圏（公論形成の場）を復活させ、市民的公共圏が政治・経済システムを民主的にコントロールすることが期待されることになるのである。ハーバーマスはこのコントロールの担い手として「内部的に民主化され、かつ公開化された」政党・マスメディア・利害団体の登場に期待したが⁽⁹⁾、政党等はその期待に応えるものではなかった。また社会国家が構造的利害対立を普遍的利害の枠内にとどまるよう監視することが期待された。しかしこれも期待はずれであった⁽¹⁰⁾。

そこでハーバーマスは「コミュニケーション論的転回」以降、「国家」対「市民的公共圏」という関係を「システム」対「生活世界内の公共圏（市民社会）」との関係と捉え直す。すなわち20世紀後期の社会生活は「日常生活世界」と「システム」という二つの行為領域からなる。生活世界は「コミュニケーション行為」（妥当性要求によって調整される行為）がなされる「家族・友人・隣人・同僚・知人等との相互行為のネットワークである私的領域」と「自発的組織等の活動の場である公共圏」＝「市民社会」（Zivilgesellschaft）からなる。他方、システムは、「道具的行為」によって確立される行動パターンであり、「権

(8) Jürgen Habermas, Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Mit einem Vorwort zur Neuauflage 1990, Frankfurt am Main 1990, S.86-90, S.266-270. ハーバーマス（細谷貞雄・山田政行訳）「公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究 [第2版]」（未来社，1994年）46-50頁，231-234頁，本秀紀「現代資本主義国家と『市民的公共圏』—ハーバーマス理論の再検討」同著106-107頁，同「政治的公共圏の憲法理論」（日本評論社，2012年）20-26頁，ジェームズ・ゴードン・フィンリクス著（村岡晋一訳）「ハーバーマス」（岩波書店，2007年）20-26頁，森英樹「憲法と公共・公共性・公共圏—序論的考察」森英樹編『市民的公共圏形成の可能性 比較憲法的研究をふまえて』（日本評論社，2003年）6頁，佐藤卓己「輿論と世論 日本的民意の系譜学」（新潮社，2008年）23-32頁，加藤徹郎「メディア・公共圏・オーディエンス～マス・コミュニケーション効果論からみた“大衆的公共圏”の検討～」29-31頁。

(9) Vgl. Habermas, Strukturwandel [Anm1], S.309-311. ハーバーマス（細谷貞雄・山田政行訳）「公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究 [第2版]」（注1）276-278頁。

(10) Vgl. dazu Jürgen Habermas, Die neue Unübersichtlichkeit [1985], Frankfurt am Main 1996, S.144-147. 河上倫逸監訳「新たな不透明性」（松籟社，1995年）197-202頁参照。

力システム」(国家行政制度や国家公認の政党などの制御メカニズム)と「貨幣システム」(資本主義経済の制御メカニズム=市場メカニズム)との二つの異なる領域に区別される。そして、あらかじめ設定された目標を行為者に押し付けるシステムは行為者が自ら選択した目的を追求する場である生活世界(非公式の市場化されていない領域)に依存するとする。ところがこの依存している「システム」が生活世界を植民地化し、生活世界における戦略的決定は市場または官僚に委ねられる。この過程は疎外や社会的分裂・不安等の社会病理を生み出す。ここにおいてハーバーマスは、経済領域を含まない市民的公共圏の再構築を生活世界の合理化すなわちシステムによる生活世界の植民地化(市場支配と官僚支配)を生活世界における合理的討議によって民主的に食い止めようとした。ここにおいては組織政党等ではなく、市民社会における「自己組織された非国家的で非経済的な自発的結社」(Assoziation)の活動に期待がかけられる。この自発的結社は、もともとは私的領域の担い手として位置づけられていたが、ここでは西欧の反核運動・環境運動および東欧における自主組織「連帯」などの体制変革運動を踏まえて、システムから自律した「新たな社会空間」である「市民社会」の中核的担い手として位置づけられる。もっともハーバーマスは、自由な意思に基づく「公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究」[第2版]の序文で自由な意思に基づく非国家的・非経済的な結合関係の例として教会・文化的サークル・学術団体・独立したメディア・スポーツ団体・レクリエーション団体・弁論クラブ・市民フォーラム・市民運動・同業組合・オルタナティブな施設・労働組合等以外に政党を挙げているので、官僚化されていない政党には期待をかけていると思われる⁽¹¹⁾。

これに対して、本秀紀は、「私的利害」を有する「私的」存在が私的利害の分裂にもかかわらず、ハーバーマスが「理想的なコミュニケーション」(合理的討議)により合意に到達し、「普遍的利害」に基づく「公論」が形成されるとするのは、非現実的であると批判する⁽¹²⁾。すなわち本秀紀は、日本では、市民的公共圏を非国家的で脱経済的な「公共空間」(市民的な公的領域)と把握し、それを国家(国家的公的領域)と私的領域ないし市場社会の間に設定しようとする考え方が多いが、その議論は、公共圏の①性格づけと②位置づけが不明確であるとし、市民的公共圏を「公論」形成とその「担い手」創出の場とみる。その担い手は「私的利害」をまとった存在である政党・労組・自発的結社等であり、ひいては私的利害を持ちながらも「普遍的」熟議をする公衆が想定されると思われる。これらの私的利害はコミュニケーション可能な共通言語による「普遍的」熟議(討議)により公

(11) Jürgen Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Bd.1-2, Frankfurt am Main 1981, ハーバーマス(河上倫逸ほか訳)「コミュニケーション的行為の理論上・中・下」(未来社, 1985年・1986年・1987年), Jürgen Habermas, *Zur Rolle von Zivilgesellschaft und politischer Öffentlichkeit*, ders., *Faktizität und Geltung*, Frankfurt am Main 1992, S.399ff, ハーバーマス(河上倫逸・耳野健二訳)「事実性と妥当性 [上]」(未来社, 2002年), Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Mit einem Vorwort zur Neuauflage, S.461, ハーバーマス(細谷貞雄・山田政行訳)「公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究」[第2版] XXXVIII頁, 齋藤純一「政治的公共性の再生をめぐる」藤原保信ほか編『ハーバーマスと現代』(新評論, 1987年) 266頁以下, ジェームズ・ゴードン・フィンリッスン著(村岡晋一訳)「ハーバーマス」75-89頁参照。

(12) 本秀紀「現代資本主義国家と『市民的公共圏』—ハーバーマス理論の再検討」109-113頁, 同「政治的公共圏の憲法理論」253頁。

共的なものにビルト・アップされるとする。そして森英樹のマルクス主義的な主体形成の論理⁽¹³⁾に従い、重要なのは、このような熟議（討議）を行う「公衆」の形成であるとする。そして「国家意思形成過程」と「公共圏」との関係が国民主権のより十全な実現のために制度的民主政過程（選挙と議会手続により国家意思が形成される過程）と「非制度的公共圏」の関係と捉え直す。そして公共圏はハーバーマスのように「単一性」ないし「包括性」のものではなく、「多層競合的」であり、そこで形成される公論は一枚岩的なものでなく、社会問題の性質により普遍度の高低があり、普遍度の低い公論は「支配的公共圏」に対抗する「対抗的公共圏」を足場に展開されるとする。この公論は制度的民主政過程を個々の争点ごとにコントロールしなければならない。そして公論が支持した国家の政策によって権力システムを統御することによって初めて経済システムの統御が可能になるとする。

確かに本秀紀が指摘するようにハーバーマスの公共圏論は現実的でない。またハーバーマスは、「資本主義経済システム」と「国家行政システム」の結合による資本主義経済や官僚制の逆機能の点や道具的行為の問題性を強調して、それらの順機能（効率性や利害に基づく動機づけ等）を看過している。従って本秀紀が「私的利害」に基づく「多層競合的公共圏」を構想することは、現実的である。しかし、本秀紀は、その中で公衆が普遍的言語により「普遍的」熟議（討議）をなすとみるが、それも、複雑に絡み合う激しい利害対立の状況下ではやはり現実的ではない。実際は、当事者は討論により、相手側の立場をある程度理解し、決裂が双方にとって不利益であるため、激しい利害対立を多少緩和する妥協をするにすぎないのである。したがって私的利害に基づく多層競合的公共圏は、環境団体や NGO 等を含む「広義の圧力集団」の闘争の場となるおそれがある。また本秀紀は市民的公共圏における主体形成の点を重視するが、運動論ではなく認識論では市民的公共圏の民主的な権力統制機能の方が重要である。

またハーバーマスの公共圏論は、「広い公共空間」において多くの理性的な市民が討議に参加することを前提にしていると思われる。しかし、現実には討議がなれるのは「狭い公共空間」であり、また討議の過程に参加できる資源を用いる人は限られ、討議による意思形成の機会是一般市民にほとんど開かれていない⁽¹⁴⁾、さらに参加した市民の利害対立から理性的討議より利害を調整する討議がなされる可能性が高い、と批判される。

特に「マクロな公共空間」では、ハーバーマスのように討議で理性的に「理由の正当性」を検討する論議がされたと想定すると、「情念」等に訴えて聴衆を説得する「レトリック」や代表の過程が政治的意思形成に影響を与えている点は、軽視ないし無視されてしまうのである⁽¹⁵⁾。

「広い公共空間」では、「理性」よりむしろ「情念」を伴う党派の選択と情念の喚起と動員を伴う集団間の抗争がなされているのであり、政治過程を「討議的な意思形成過程」とみる立場（deliberative model）は、情念の政治的作用を過小評価している⁽¹⁶⁾。

(13) 森英樹「憲法と公共・公共性・公共圏—序論的考察」9頁。

(14) 田村哲樹「熟議の理由—民主主義の政治理論」（勁草書房、2008年）55-68頁参照。

(15) 齋藤純一「感情と規範的期待—もう一つの公私区分の脱構築」井上達夫編『社会・公共性の哲学』、同「政治的空間における理由と情念」『思想』第1033号、同「公共的空間における政治的意思形成」齋藤純一編『公共性の政治理論』101-102頁参照。

(16) 齋藤純一「公共的空間における政治的意思形成」103頁、Walzer, Michael, 2004, *Politics and Passion*:

この情念の作用を人々を動員する「集合的同一化」より「異質な諸要求を接合する代表の過程」と結びつけるべきであろう。ハーバーマスは、この代表の過程で代表者の政治的意思決定に対する、被代表者の公論による統制を強調する。しかし、実際の代表過程では代表者ないし政党が、マスメディアが媒介する政治的象徴（日本の民主党の唱えた政権交代のような架橋のレトリック）を用いて、異なる結束のレトリックによって「多元化した様々な公共圏」の「公論」（民主的諸要求）を接合するのである⁽¹⁷⁾。このレトリックは、非理性的な大衆操作的作用を営む面があるが、他面において複数の競合するレトリックは公共的争点をめぐる判断形成に必要な情報等や新たな視点を提供する⁽¹⁸⁾。このように公共圏特に広い公共圏では、ハーバーマスの主張する「理由の正当性を検討する討議」より「人々を説得するレトリック」が世論形成に大きな影響を与えるであろう。

以上からしてハーバーマスの公共圏論は、理想化された仮説的な図式であるから、その実現可能性は、革命等の異常事態の場合に別として、ほとんどない。従って彼の理論は、実践的な理論としては、その有効性に問題がある。しかし、想定された「市民的公共圏ないし市民社会」において、適切な能力を有する公衆が「その社会の平等な一員」として「公共的問題」をテーマ化し、そのテーマにつき「理性的に論拠」に基づく論証・説得や批判・熟考から生じる「普遍的な政治課題に関する公論」によって国家をコントロールし、時に抵抗し批判すべきだとする「規範的理論」としては意義を有する⁽¹⁹⁾。すなわち現実の利害対立を解決する際に、自己の利益を抑制して相手側の利益をも考慮して合意に達するため理性的な討議を行うことを要請する「理念」として、ハーバーマスの公共圏論は有益である。

しかし、「階層社会」ではハーバーマスの想定する「単一の公共圏」ないし「多くの部分公共圏に開かれている一つの包括的公共圏」における討議等の過程は「支配的集団」に有利に働き、同性愛者・障害者・ホームレス等の「従属集団」の意思は、その公共圏の公論に反映されづらい。かかる従属集団の意思が、一定程度、「支配的な公共圏」の公論に反映させるためには、様々な従属集団が社会経済的地位の同質性に基づいて「対抗的公共圏」を形成する必要がある。したがって「実践的理論」としては、「マジョリティを形成する集団」とその公論の変容を迫る「異質なマイノリティ集団」との「デモクラティックな抗争」を「調整する場」である「多元・競合・対抗的な市民的公共圏」を想定すべきで

Toward a More Egalitarian Liberalism, Yale University Press, p.126 (齋藤純一・谷澤正嗣・和田泰一訳「政治と情念—より平等なリベラリズムへ」(風行社, 2006年), 208頁, Mouffe, Chantal, 2005, On the Political, Routledge, p.24 (酒井隆史監訳・篠原雅武訳「政治的なものについて—討議的民主主義と多元主義的グローバル秩序の構築」明石書店, 2008年, 28頁) 参照。

- (17) 齋藤純一「公共的空間における政治的意思形成」104-106頁・108-109頁, Laclau, Ernesto, 2005, On Populist Reason, Vvrso, p.110, pp.175-222, 田村哲樹「熟議民主主義における『理性と情念』の位置」『思想』第1033号, 155-156頁, Dryek, John S., 2010, "Rhetoric in Appreciation", Political Theory, Online, February 5, pp.10-12, 参照。
- (18) 齋藤純一「公共的空間における政治的意思形成」113-115頁, Chambers, Simone, 2009, "Rhetoric and the Public Sphere: Has Deliberative Democracy Abandoned Mass Democracy?", Political Theory Vol.37 No.3, p.324, pp.339-343, 参照。
- (19) 本秀紀「政治的公共圏の憲法理論」253頁, 藤井達夫「近代のデモクラシーと変容する公共性」齋藤純一編『公共性の政治理論』50頁, ベルハルト・ペーターズ (徳安彰編訳)「公共性の意味」16-17・21頁。

ある⁽²⁰⁾。そこで以下において、多元・競合・対抗的な市民的公共圏の担い手について検討する。

二 市民的公共圏とその担い手

ハーバーマスによると、市民的公共圏（市民社会）の主たる担い手として、自律的 NPO・市民団体（ボランティア団体）等のアソシエーションが想定されているが、自律的 NPO 等は財政的に苦しくて十分に活動できないものが少なくないので、実際、「主役」として市民的公共圏（市民社会）の公論（世論）形成に寄与しうるとはいえない。とはいえ市民的公共圏（市民社会）の「重要な担い手」であることは否定できない。これに対してハーバーマスは、経済システムに組み込まれる営利企業を、自律的 NPO 等と峻別して市民的公共圏（市民社会）の一員とみないが、保育等を行う営利企業は、保育等を行う NPO の活動と同じような活動をするし、長期的に利益をあげる活動をするためには社会貢献活動を付随的に行うから、市民社会（市民的公共圏）の一員とみるべきである。政府や組織政党と協働する労働組合⁽²¹⁾も、ハーバーマスは、市民的公共圏（市民社会）の一員とみないと思われるが、市民運動等と協働する労働組合の活動は、組合員の利益だけでなく広範な人々の利益を反映・表出する面があるから、労働組合も市民的公共圏（市民社会）の一員とみるべきである。ハーバーマスはシステム化した組織政党についても、市民的公共圏（市民社会）の一員とみない。確かに、組織政党は、官僚化し、市民的公共圏（市民社会）の民意を忠実に反映・集約できず、機能不全に陥っている。しかし「政党国家化」の下で世論（公論）を法律ないし政策に転化するためには政党の力に期待せざるを得ない。この期待に応えるためには政党は対内的に民主化され、対外的に開放的で民意に敏感になる必要があるが、このように変革された政党であれば、市民的公共圏（市民社会）の一員と位置づけることができよう。

これに対してハーバーマスは、独立メディアを市民的公共圏（市民社会）の担い手とみているが、「システム化」したマスメディアは、市民的公共圏（市民社会）の世論を操作するものであり、市民的公共圏（市民社会）の担い手とみていない。しかしシステム化したマスメディアでも、他面において情報提供等において、自律した市民の自主的世論形成に寄与するから、やはり市民的公共圏（市民社会）の一員としての資格を認めるべきである。

以下市民的公共圏（市民社会）の担い手とみられる、自律的 NPO 等、営利企業、政党、マスメディアについて少し詳しく検討する。

(20) 藤井達夫「近代のデモクラシーと変容する公共性」49・52頁、愛敬浩二「立憲主義における市民と公共圏」憲法問題 [14] 全国憲法研究会編（三省堂、2003年）95頁、Nancy Fraser, "Rethinking the Public Sphere" in Habermas and the Public Sphere, ed. by Craig Cahoun, (1992) pp.121-137参照。

(21) 民主党の支持団体である連合は、主として大企業の正社員を構成員とする企業別組合の全国的な連合体であり、その正社員の利益を追求する利益団体であり、市民の利益は勿論、非正社員の利益を軽視している。労働組合は、最近、正社員の利益も擁護できず、労働者の生活の維持・向上に貢献していない。そのため労働者は労働組合に加入する意義を見いだせず、その推定組織率は、1983年に30%、2003年に20%を割り、2008年に18.1%と減少し（厚生労働省、2008「平成20年度労働組合基礎調査結果の概況」）、2012年6月末には労組の組織率について17.9%（989万2千人）まで落ち込んだ（日本経済新聞 Web 刊、2012年12月18日）。

1 市民的公共圏（市民社会）と自律的 NPO 等のアソシエーション・営利企業

ハーバースは、自律的アソシエーションが市民的公共圏（市民社会）の中核的存在として活動し、一般の利害関心の対象となる諸問題について討議することによって形成された公論が、権力を統制することを期待する。もっともその統制力は平時の民主的政治過程では限定的である。また NPO 等のアソシエーションがその組織の維持拡大のために構成員の意思から遊離して活動すると、その自律性を失い、「システムとして自立した組織」に転化してしまうことになる⁽²²⁾。NPO 等が、市民社会の担い手として活動するためには、構成員の自律が担保されるように、組織が民主的に運営される必要がある。もっとも日本の NPO は、政府の規制が強く、財源の自主性が弱く、「政府の公共サービスの下請け的組織」であるという性格が強い。したがって、NPO の自主的な活発な活動により影響力のある公論が形成される面は弱い⁽²³⁾。そうだとするならば国による、ひも付きでない援助等により、その自主的な活動を支えるべきである。さらに NPO が政治的意思形成に有効に影響力を与えるためには、政府の財政赤字の下では、政府の援助に大きな期待を持つわけにはいかないから、資金力のある営利企業と連携して地方自治レベルで官民協働を推進すべきである。この点でアメリカのニューヨーク市のイースト川に浮かぶライカーズ島における刑務所（全米最多の受刑者を抱える刑務所）での非営利団体 MDRC の青少年受刑者の再犯防止を目指す更生プログラム（2013年1月開始）は注目に値する。ニューヨーク市は、発行した債券（ソーシャル・インパクト債）を民間の金融大手ゴールドマン・サックスに売却し960万ドルを調達し、それを元手に非営利団体 MDRC に更生プログラムを委託する。そして非営利団体 MDRC の活動により再犯率が低下し、市側の刑務所コストが下がれば、浮いた費用で債券の金利を上乗せし、ゴールドマンに返済する。その成果判定は、4年後に行われ、ゴールドマンは再犯率が10%以下なら投資益はでないが、20%以上下がれば、最大22%の投資益を見込める。この場合、市の財政難の状況下で再犯率低下という政策を資金力のある営利企業の資金を使って、「資金力」の乏しい非営利団体が、実施することになる。この協働により資金力の乏しい非営利団体でも市の政策に影響を与えることができる⁽²⁴⁾。

最近、インターネットの普及を背景にして、市民団体がデジタル・メディア（インターネット等）を利用して、環境・福祉・災害問題などの公共的課題に取り組む活動（デジタル・ネットワーキング）を効果的展開する事例は、注目に値する。例えば、Inter C net（Inter Community network）は、「災害に強い地域づくり」をスローガンにインターネットを活用して平常時には地域コミュニティの再構築に取り組み、災害時には救援活動の情報支援活動を行っている。またネットワーク・コミュニティ・フォーラム（HSSP）は、インターネットを活用して北海道におけるコミュニティ活動の推進を行っている。このような活動を効果的に行うためには、自治体や営利企業との連携が必要である⁽²⁵⁾。

このようにアソシエーションは、営利企業との連携して活動することが望ましいが、そのためには、協働する営利企業を市民的公共圏（市民社会）の一員と位置づけるべきであ

(22) 花田達郎「メディアと公共圏のポリティクス」12・15頁参照。

(23) 宮本憲一「第7章 公共事業の公共性—Development から Sustainability へ」（有斐閣、2003年）191頁。

(24) 日本経済新聞2013年1月6日朝刊（米州総局編集委員 藤田和明）。

(25) 干川剛史「公共圏の社会学 デジタル・ネットワーキングによる公共圏構築に向けて」6-8頁。

る。しかしハーバーマスは、営利企業をその一員とみない。彼はシステム（経済システムと権力システム）と生活世界（私的生活と市民社会）を区別し、市民社会（市民的公共圏）で討議により理性的に形成された公論によるシステム（経済システムと権力システム）の民主的統制を目指す。この観点からすると、営利企業は、経済システムのなかに位置づけられ、市民社会（市民的公共圏）における公論形成の主体ではないことになる。確かに、社会国家化により、国家権力が経済領域に関与ないし介入するようになり、国家と独立していた従来の市民社会は、衰微した。

ところが社会国家（福祉国家）における「官の失敗」により、過剰な法規制を緩和し、適正な取引を担保する法・取引慣行・フェアプレイ精神に基づく「市場システム」の機能⁽²⁶⁾の再評価がなされ、新自由主義が英米を中心に世界に広まり、民営化・規制緩和により民間営利企業の自由な活動範囲が広がり、民間企業が、「国家を担い手とする国家的公共圏」でもなく「親密圏のような私的領域」ではない「新しい公共空間」で公共（的）サービスを提供するようになった。ここにおいて営利企業は、私利私欲を動機づけに用いるが、利己目的だけではなく、もっと多様な動機に基づいて取引をするのであり⁽²⁷⁾、長期的に利益をあげる活動をするためには社会貢献活動を付随的に行う。また事業内容が公共性を有する場合、市民社会（市民的公共圏）の主役であると想定されているNPO等とはほぼ同様な社会的機能を担うことになる。例えば営利企業の保育などの公共性を有する活動は、NPOの保育などの活動ほぼ同様な社会的機能を担う。待機児童を解消するためには小規模なNPOの活動より資金力のある営利企業の活動方がかえって有効である。小規模な保育を行う場合には、保育関連のNPOの活動で対応できるが、大規模な保育等を行う場合には、財務的に厳しい保育関連のNPOより豊富な資金を持つ大規模な営利企業の方がより質の高い保育サービスを多く提供しうる。とりわけ株式会社形態をとったとしても社会的企業の場合、その活動は、公共性が強いから、NPOの活動により近い。さらにその「効率的経営」は、「希少資源の最適配分の実現」⁽²⁸⁾に寄与するから、「結果的に」公共性を担う。したがって営利企業も市民社会（市民的公共圏）の担い手となりうるのである。かかる営利企業は、成長するために経済的観点から政党・議会・政府に圧力をかけると同時に世論形成を行う。複雑な現代社会においては、営利企業は、公共性の実現のために、「市民団体」と「適切な役割分担」をして国・地方公共団体の意思決定・執行に対して影響力を行使すべきである。

この点で「新しい公益」論は、「国家的公共圏」内の「行政機関」による「上からの」「一元的な」公益性判断へのアンテテーゼとして、「新しい公益」を打ち出し、その担い手として企業・NPO等を想定する。その立場からすると、行政、企業、NPOや個人が対等な立場に立って、それぞれの多様な価値観をベースにして「多元的な公益」（新しい公益）を企画・実施することになる。この「新しい公益」論は、企業・NPO・住民等をサービス供給主体としてのみならず、公共サービスをめぐる「意思決定過程への参画主体」として捉え、「意思決定の多元化」をうたい、市民社会の担い手である企業・NPO・住民等多

(26) 須賀晃一「市場が生み出す公共性—フェアな競争な場としての市場」齋藤純一編『公共性の政治理論』92頁参照。

(27) 須賀晃一「市場が生み出す公共性—フェアな競争な場としての市場」93頁参照。

(28) 須賀晃一「市場が生み出す公共性—フェアな競争な場としての市場」93頁参照。

様な主体が参画することを強調する点に積極的な意義を有する⁽²⁹⁾。

しかし「新しい公益」論では「民間開放の文脈」で展開されるから、市民社会の担い手であるNPO、企業等が、行政システムの監視・監督の下に置かれ、その「自主的活動が阻害」される恐れがある。そこで「よりボランティア組織」を重視する「新しい公共性論」が主張される。この「新しい公共性論」も「行政の活動、町内会・自治会の活動、企業活動、NPO活動、市民活動」等により、「市民の意思」が反映された「新しい公共性」が「コラボレーション」的に形成されるとするが、その中核的な担い手は「市民」のボランティア組織である「NPO」等であるとする。「NPO等のボランティア・アソシエーション」（自発的結社）は行政機能・企業機能を補完したり、それに対抗したりしながら、「私」の側から、公共圏（公共空間）において「行政と企業を相互媒介」して新しい公共性（公と私を結びつけるものとしての公共性）を作り出していくのであるとされる⁽³⁰⁾。

このように企業とNPO等のボランティア・アソシエーションは協働すべきであるが、社会状況により「相互補完的」であると共に「対立」することもある。両者は、その「対立」を「寛容」の精神で調整して、政治的意思決定・執行に影響を与える公論を形成すべきである。

2 市民的公共圏（市民社会）と政党

政党特に政権党と最大野党が官僚化し、民意に鈍感になっているので、市民的公共圏の主たる担い手である自発的結社（Assoziation）による国家権力の統制が必要である。しかし、現実の政治過程において、自発的結社が直接国家権力を有効に統制することは困難である。やはり政党による国家権力の掌握と統制が必要である。とはいえ官僚化されセンシビリティを失った政党では民主的コントロールは困難である。したがって政党の自律性と民主化が要請される。この民主化された自律的な政党は、市民的公共圏において形成された多様な公論を統合的にマニフェストに集約する。各政党はこのマニフェストの実現を国民に約束して選挙戦を戦うことになる。この場合、マニフェストは、複数の政策のパッケージからなるから、有権者は、自分が反対する政策を含むマニフェストを支持する結果となる投票をせざるを得ないことがある。仮に例えば自民党が、①原発再稼働の可否を順次判断し、すべての原発について3年以内の結論を目指し、原発を減らし10年以内に持続可能な他のエネルギーとのベストミックスを図る政策と②国防軍の創設のための憲法改正

(29) 武田公子「第7章 日本型NPMと市民参加型財政運営」三橋良士明・榊原秀則編著『行政民間化と公共性分析』（日本評論社、2006年）255-257頁。

(30) 長谷川公一「NPOと新しい公共性」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学7 中間団体が開く公共性』（東京大学出版会、2002年）、佐藤慶幸「発題V ボランティア・セクターと社会システムの変革」『公共哲学7 中間団体が開く公共性』（東京大学出版会、2002年）226-227頁、干川剛史「公共圏と市民社会—公共圏論の新たな展開」『市民社会と批判的公共性』（文真堂、2003年）34-35頁、山口定「序章 新しい公共性を求めて—状況・理念・基準」山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明『新しい公共性』8頁、10頁、12頁。なお「新しい公共性」の判定基準として、山口は以下のものを挙げる。①社会的有用性もしくは社会的必要性②社会的共同性（社会構成員間の絆として認められる価値観等に沿っていること）③公開性④普遍的人権⑤国際社会で形成されつつある「文化横断的諸価値」⑥集合的アイデンティティの特定レベル⑦新しい公共争点への開かれたスタンス⑧手続きにおける民主性（代表民主制の手続き、説明責任、情報公開、市民もしくは住民参加）の8基準である（山口定「序章 新しい公共性を求めて—状況・理念・基準」山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明『新しい公共性』（有斐閣、2003年）21-26頁。

のパッケージをマニフェストとし、他方、民主党が①あらゆる政策資源を投入して2030年代に原発稼働をゼロにしようとする原発政策⁽³¹⁾と②国防軍の創設のための憲法改正に反対のマニフェストを掲げた場合、自民党の原発政策には賛成だが、国防軍の創設のための憲法改正には反対な有権者が、民主党のマニフェストより自民党の方がましだと考え、自民党ないし自民党の候補者に投票した場合、民意は正確に反映されない。さらに選挙後、状況の変化により民意は変動するから、民意とマニフェストの齟齬が生じる。したがって政党は、日常的活動を通じて動態的民意を恒常的に吸収・反映すべきである⁽³²⁾。しかし、その動態的民意を吸収・反映すべきだとしても、マニフェスト選挙を生かすためには、その「基本理念」は維持すべきであるから、マニフェストの修正は、「微調整」であるべきである。その基本理念を国民の同意なく変更する政策の変更は選挙公約違反であるから、行うべきではない。それを行う必要があるなら、総選挙を行なって新たに国民の意思を問うべきである。ところが民主党は「政治主導」による「国民生活第一」のマニフェストの基本理念を、政治家の能力不足や財源不足のために捨てて、国民生活を第一に考えない「官僚主導」の政治を行い、選挙公約を破ったため国民の失望を招いた。

このように政党は、公論（世論）に対する感度を高め、市民的公共圏における公論（世論）に従って公共政策を樹立し、それを実施すべきである⁽³³⁾。

3 市民的公共圏（市民社会）とマスメディア⁽³⁴⁾

ハーバーマスは、市民社会の担い手として、「生活世界」を基盤とした言語コミュニケーションが一般化的である「自律性」のある「独立メディア」を挙げているが、その独立メディアは、生活世界を基盤とする以上、通常は大規模なマスメディアでないであろう。したがって、ハーバーマスは、マスメディアの一部を市民社会の担い手として位置づけたとしても、サブシステムの制御媒体となった巨大なマスメディア（メディア権力）を市民社会の担い手として位置づけていないと思われる。巨大なマスメディアは、商業化し、権力システムと結合した経済システムに取り込まれ、行政国家化した国家権力を批判的に統制する機能を持たないだけでなく、世論操作により国民を非政治化・消費者化するとみたのであろう。確かに巨大なマスメディアは、営利を追求する株式会社形態であるから、その利益追求と国家権力批判とが相反する場合、国家権力を統制する機能は弱まるし、広告により国民の消費行動を促進するだろう。しかし、他面、巨大なマスメディアは、表現の自由の主体でもあり、社説等により国家権力を批判し、また国民に国家権力を批判するための資料を取材の自由と報道の自由を行使して提供して、公論（世論）形成に寄与する。また巨大なマスメディアは、豊富な資金を持ち、また多数の有能なジャーナリストを抱え、さらに広いネットワークを有するから、そのようなものを有しない独立メディアでは取得できない情報を提供できる。このように、マスメディアは、二面性を有し、経済活動をしな

(31) 日本経済新聞2012年12月9・15日朝刊。

(32) 本秀紀「政治的公共圏の憲法理論」254頁。

(33) 本秀紀「政治的公共圏の憲法理論」256頁。

(34) 花田達郎「メディアと公共圏のポリティクス」14頁参照、Boorstin J., 1972: The Image: A Guide to Pseudo-Events in America. New York: Atheneum. D. J. プーアスティン（星野郁美・後藤和彦訳）「幻影の時代：マスコミが製造する事実」（東京創元社、1964年）。

から、政府批判の機能を持つから、市民的公共圏（市民社会）の主体として位置づけるべきである。

結び

ハーバーマスは、利益集団（圧力集団）とそれと結合する組織政党・政府（システム）による政治的意思決定は特殊利益に基づくものであり、その是正が必要であると考え。そこで広範な良識ある公衆が参加する市民的公共圏（市民社会）において、その公衆が理性的討議（熟議）に基づき形成する公論により政治的意思決定を抑制すべきだとする。これは、自発的市民が組織するアソシエーションの自主的活動により政治を草の根から民主化しようとするものであり、規範的観点から評価しうる。

しかし民主政治に関する「実践的理論」としては問題である。まず市民的公共圏（市民社会）の中核的担い手としてのシステム化されていないアソシエーションは、人材・資金が不十分であり、政治的意思決定・執行に影響力を行使することができない。営利企業は、ハーバーマスによると、道具的行為をするものであり、コミュニケーション的行為がなされる市民的公共圏（市民社会）の担い手に成り得ないが、利害に基づく道具的行為も理性的側面を有するのであり、アソシエーションと同様の行為をなしうるのであるから、市民的公共圏（市民社会）の担い手として認めるべきである。労働組合は組合員の特殊利益を追求する面があるが、労働者の観点から、国民の多数を占める労働者全体の利益を求める面もあるから、やはり市民的公共圏（市民社会）の担い手として位置づけるべきである。マスメディアは、感情的な大衆を操作する面を有するが、他面、国民が政治的意思決定をする際に必要な情報や知識を提供するから、特に「広い市民的公共圏」の場合、その担い手と考えるべきである。政党、特に与党は、民主的政治過程において政治的意思決定につき重要な役割を果たし、国家的（公的）公共圏と密接な関係を持つが、他面、市民的公共圏の公論を集約する役割を担うから、やはり特に「広い市民的公共圏」の担い手とみるべきである。

結局市民的公共圏（市民社会）の各担い手は、政策ごとに連携したり、対抗したりして政治的意思決定に影響を与えているといえる。

〔抄 録〕

ハーバーマスの市民的公共圏（市民社会）論は、市民的公共圏（市民社会）において、公衆が理性的討議（熟議）に基づき形成する公論により政治的意思決定を抑制すべきだとするが、この点は規範的観点から評価しうる。

しかしハーバーマスが市民的公共圏（市民社会）の中核的担い手として位置づけるシステム化されていないアソシエーションは、人材・資金が不十分であり、政治的意思決定・執行に余り影響力を行使することができず、中核的役割を担えない。また営利企業は、その担い手に成り得ないとされるが、アソシエーションと同様の行為（保育など）をなしている場合があるから、その担い手として認めるべきである。マスメディアも、国民が政治的意思決定をする際に必要な情報や知識を提供するから、その担い手と考えるべきである。政党は、市民的公共圏と国家的公共圏の橋渡しをするから、国家的（公的）公共圏と密接な関係を持つが、市民的公共圏の公論を集約する役割を担うから、特に広い市民的公共圏の担い手と見るべきである。結局、各担い手は、政策ごとに連携したり、対抗したりして政治的意思決定に影響を与えているといえる。